

# R 1 営繕 万代庁舎 徳・万代 給排水衛生設備改修工事管 (3)

図 面 リ ス ト					
図 番	図 面 名 称	縮 尺	図 番	図 面 名 称	縮 尺
M-00	図面リスト	-	M-27	衛生設備 衛生機器表 (議会棟湯沸)	-
M-01	管工事仕様書(1)	-	M-28	衛生設備 平面詳細図(1) (改修後・改修前) (議会棟湯沸)	1/50
M-02	管工事仕様書(2)	-	M-29	衛生設備 平面詳細図(2) (改修後・改修前) (議会棟湯沸)	1/50
M-03	付近見取図・配置図	1/800	M-30	衛生設備 平面詳細図(3) (改修後・改修前) (議会棟湯沸)	1/50
M-04	留意事項・参考工程表・施工要領 (議会棟WC)	-	M-31	換気設備 議会棟 平面図 (改修後・改修前) (議会棟WC)	1/100
M-05	議会棟改修手順図 (議会棟WC)	-	M-32	作業エリアルート図 キープラン(1) (議会棟湯沸)	1/400
M-06	衛生設備 衛生器具付属品リスト (議会棟WC)	-	M-33	作業エリアルート図 キープラン(2) (議会棟湯沸)	1/400
M-07	衛生設備 配管系統図(改修後) (議会棟WC)	-			
M-08	衛生設備 B2階平面図(改修後) (本工事対象外)	1/200			
M-09	衛生設備 B1階平面図(改修後) (本工事対象外)	1/200			
M-10	衛生設備 1階平面図(改修後) (議会棟WC)	1/200			
M-11	衛生設備 2階平面図(改修後) (議会棟WC)	1/200			
M-12	衛生設備 3階平面図(改修後) (議会棟WC)	1/200			
M-13	衛生設備 4階平面図(改修後) (議会棟WC)	1/200			
M-14	衛生設備 5階平面図(改修後) (議会棟WC)	1/200			
M-15	衛生設備 議会棟西側 1階平面詳細図(改修後・改修前) (議会棟WC)	1/50			
M-16	衛生設備 議会棟西側 2~4階平面詳細図(改修後・改修前) (議会棟WC)	1/50			
M-17	衛生設備 議会棟東側 3・4 階平面詳細図(改修後・改修前) (議会棟WC)	1/50			
M-18	衛生設備 系統図-1(改修前) (議会棟WC)	-			
M-19	衛生設備 系統図-2(改修前) (参考図)	-			
M-20	衛生設備 B2階平面図(改修前) (本工事対象外)	1/200			
M-21	衛生設備 B1階平面図(改修前) (本工事対象外)	1/200			
M-22	衛生設備 1階平面図(改修前) (議会棟WC)	1/200			
M-23	衛生設備 2階平面図(改修前) (議会棟WC)	1/200			
M-24	衛生設備 3階平面図(改修前) (議会棟WC)	1/200			
M-25	衛生設備 4階平面図(改修前) (議会棟WC)	1/200			
M-26	衛生設備 5階平面図(改修前) (議会棟WC)	1/200			

課 長	副課長	課長補佐	課長補佐	係 長	課 員	担 当

## 管工事仕様書

### I. 工事名

R1 宮繕 万代庁舎 徳・万代 給排水衛生設備改修工事管（3）

### II. 工事箇所

徳島市万代町1丁目

### III. 建物概要

建物名称	徳島県万代庁舎	構造	SRC造	階数	地下2階・地上11階・塔屋2階
建築基準法による延床面積(m²)	54,134.749 m <sup>2</sup>	消防法施行令第181条の区分	15項		

種 目	工 事 概 要
衛生器具設備	議会機便所改修に伴う図示衛生器具の新設工事一式
給水設備	便所改修及び湯沸器更新に伴う図示給水配管の改修工事一式
排水設備	便所改修及び湯沸器更新に伴う図示排水配管の改修工事一式
給湯設備	図示電気湯沸器の更新工事一式
撤去工事	便所改修及び湯沸器更新に伴い、不要となる器具、配管等の撤去工事一式

### V. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成28年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(平成28年版)」を参考とする。

#### VI. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事前電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事を含む。官公署その他への届出手続等は(編仕 1)1.1.3)により行う。なお、(監理指針 1)1.1.4)を参考とする。
本受電後引渡しまでの基本料金（本工事一別途）
- 工事写真はしゅん工、着工前、機材、施工状況の順に写真帳に整理し、提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。国土交通大臣官房官庁営繕部監修「宮繕工事写真撮影要領」を参考とする。
- 完成図等

- 本工事は電子納品の対象工事である。
(注) 電子納品とは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することをいう。
(2) 工事のしゅん工に際し、次の図書、資料を作成し、監督員と協議の上、提出する。
・竣工図の製本×3部(2つ折、原図版)
・竣工図の電子データ(CD-R)×2部
・保全に関する資料×1部
・工事写真：写真帳(着手前、竣工)×1部、電子データ×2部
・使用材料一覧表×1部(うち電子データ1部)
(注) ・竣工図(製本、データ共)については、必要な関係図面(原図、CADデータ等を貸与)を修正して作成すること。
・竣工図の電子データ(CD-R)は、CADデータ(SFC形式及びオリジナル形式)及びPDFデータとする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(編仕 1)1.2.2、1)1.2.3)

品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。

また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(編仕 1)1.3.4、監理指針 1)1.3.4)
使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図、試験成績書を含む）を監督員に提出する。（JISマーク等表示品を除く）(編仕 1) 1.4.2)

上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。

- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(編仕 1)1.1.8)による。

#### 6. 技能士の適用

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

#### ○ 印 … 適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート 圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 <ul style="list-style-type: none"><li>ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>アクリルゴム系塗膜防水工事作業 <ul style="list-style-type: none"><li>合成ゴムシート防水工事作業</li> <li>塩化ビニルシート防水工事作業 <ul style="list-style-type: none"><li>セメント系防水工事作業</li> <li>シーリング防水工事作業 <ul style="list-style-type: none"><li>改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業</li></ul></li></ul></li></ul></li> <li>FRP防水工事作業</li></ul>
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 <ul style="list-style-type: none"><li>かわらぶき作業</li></ul>
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工	・ 木製建具手加工作業 <ul style="list-style-type: none"><li>木製建具機械加工作業 <ul style="list-style-type: none"><li>アルミ製室内建具製作作業</li></ul></li> <li>ビル用サッシ施工作業</li></ul>
	ガラス施工	・ ガラス工事作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ 施工	・ フラスチック系床仕上げ工事作業 <ul style="list-style-type: none"><li>カーベット系床仕上げ工事作業</li></ul>
	表装	・ 鋼製下地工事作業 <ul style="list-style-type: none"><li>ボード仕上げ工事作業</li></ul>
配管	配管	○ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調調和 機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業

- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修編仕 2)4.1.3)
梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
- 他工事との取り合いは下表による。

工 事 項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	備 考
床スラブコア抜き（調査）及びスリーブ入れ			○	
同上穴埋め補修			○	
既存配管、ダクト、配線等の撤去		○	○	
同上穴埋め補修		○	○	
既存大便器撤去			○	
同上撤去跡スラブの開口塞ぎ（補強共）	○			
新設大便器搬出及び箱入れ			○	
同上設置のための床版開口及び補強	○			
天井点検口	○			
設備機器天井開口曇出		○		
同上切込み及び開口補強	○			
衛生器具取付用壁下地補強	○			
トイレバスパネル加工・補強	○			
（コンセント取付用通線口、器具取付用補強等）	○			

- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(編仕 1)1.3.9)により行う。

(1) 産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。なお、本工事に限る個別契約を処分許可業者と交わすこと。

種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (概税,円)	単位
金属（処分）	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目2	5.7	0	t
ガラス	(株)フクブル		徳島市上八万町田中1148番地1 徳島市上八万町田中1148番地	8.5	3,700	t
廃プラ	(株)丸八木村商店	○	吉野川市鴨島町鴨島652-1 吉野川市鴨島町鴨島652-1	21.0	10,000	m³

(注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。

- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
  - 上記以外の許可業者の処分場では処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
  - なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、該廠の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。
- 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。
- 受注者は、建設副産物が排出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理簿（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理簿の写しを提示しなければならない。
- 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19条）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先については、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージョン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

- 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公眾の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書

類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- 本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負員に応じて付保する。(標準請負契約約款 第49条)
(1) 対 象 物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
(2) 付 保 除 外 工 事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
  - 杭及び基礎工事
    - コンクリート躯体工事
      - 屋外付帯工事
    - その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。
また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工事延伸した場合には保険の期間も延長する。付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。

#### 15. 工事実績情報の登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、工事実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録機関に登録しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、祝日等は含まない。

- 工事受注時 契約締結後10日以内
  - 登録内容の変更時 契約変更締結後10日以内
  - 工事完成時 工事完成後10日以内
- なお、登録内容の変更は、請負代金額、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。登録後は速やかに、登録機関が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略することができる。

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象工事額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内営業所を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

#### 17. 県内産資材の使用

- 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。
- 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

<p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</li> <li>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</li></ul> 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。
---

### 18. 県産木材の使用

- 受注者は、工事標準、指定仮設材及びコンクリート打設用型枠を使用する場合、県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 県産木材とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、次のものが該当する。
  - 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
  - ①以外においては、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合には、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 受注者は、県産木材を使用する前に徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しを監督員に提出しなければならない。
- 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は、木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

- 県内産再生砕石の原則使用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

- 受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という。)の発注の際には、発注前に「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員に提出しなければならない。また、請負金額が500万円以上の工事については、工事完了後に「木材使用実績報告書(電子データ)」及び「建設資材使用実績報告書(電子データ)」を監督員に提出すること。

- 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用しなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。

- 工事現場において、現場代理人、監理技術者、主任技術者は確認のため、名札を着用する。
- 工事現場には管轄課指定の工事標準を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標準については、原則として県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取り扱いについては、18項による。

- 受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

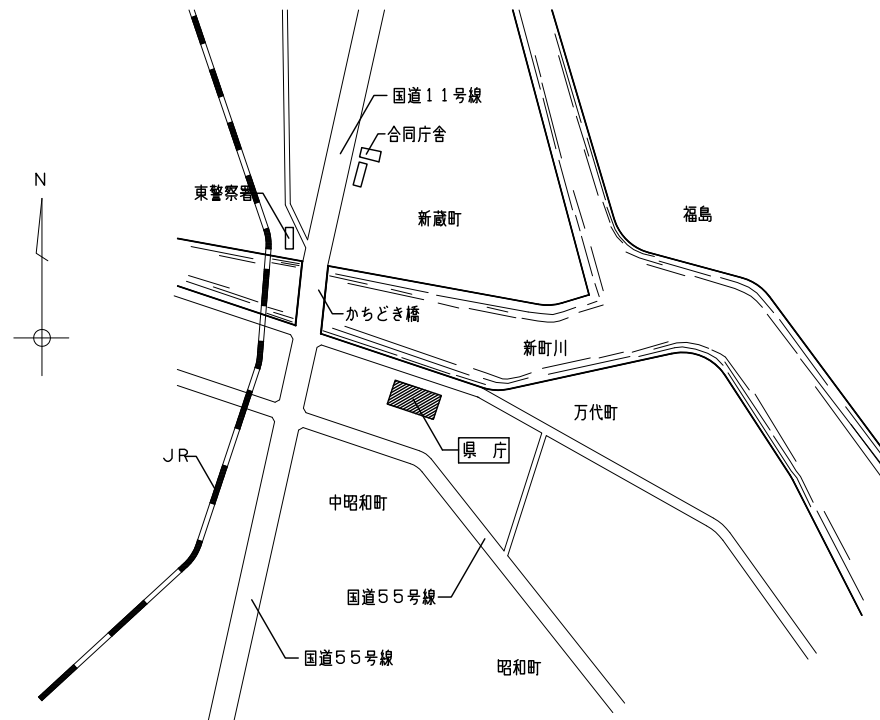
- 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

- 受注者は、輸送経路等において、上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

 <b>株式会社 日本設計</b>	校 長 <span style="float:right">／</span> 副 校 長 <span style="float:right">／</span>	完 成 図 <span style="float:right">／</span> 保 管 確 認 <span style="float:right">／</span> 作 成 成 果 <span style="float:right">／</span>	訂 正 <span style="float:right">／</span> 訂 正 <span style="float:right">／</span> 訂 正 <span style="float:right">／</span> 訂 正 <span style="float:right">／</span>	特 記 <span style="float:right">／</span> 特 記 <span style="float:right">／</span> 特 記 <span style="float:right">／</span> 特 記 <span style="float:right">／</span>	図 面 名 称 <span style="float:right">／</span> 縮 尺 <span style="float:right">／</span>	管 工 事 仕 様 書 ( 1 ) <span style="float:right">／</span> NO SCALE	図 面 番 号 <span style="float:right">／</span> 校 内 番 号 <span style="float:right">／</span>	M-01 <span style="float:right">／</span> 区 分 <span style="float:right">／</span>
	校 長 <span style="float:right">／</span> 副 校 長 <span style="float:right">／</span>	保 管 確 認 <span style="float:right">／</span> 作 成 成 果 <span style="float:right">／</span>	訂 正 <span style="float:right">／</span> 訂 正 <span style="float:right">／</span> 訂 正 <span style="float:right">／</span> 訂 正 <span style="float:right">／</span>	特 記 <span style="float:right">／</span> 特 記 <span style="float:right">／</span> 特 記 <span style="float:right">／</span> 特 記 <span style="float:right">／</span>	縮 尺 <span style="float:right">／</span>	管 工 事 仕 様 書 ( 1 ) <span style="float:right">／</span> NO SCALE	図 面 番 号 <span style="float:right">／</span> 校 内 番 号 <span style="float:right">／</span>	M-01 <span style="float:right">／</span> 区 分 <span style="float:right">／</span>



付近見取図



工事場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県万代庁舎 議会棟1階～4階部分の便所及びB1階～4階の湯沸室

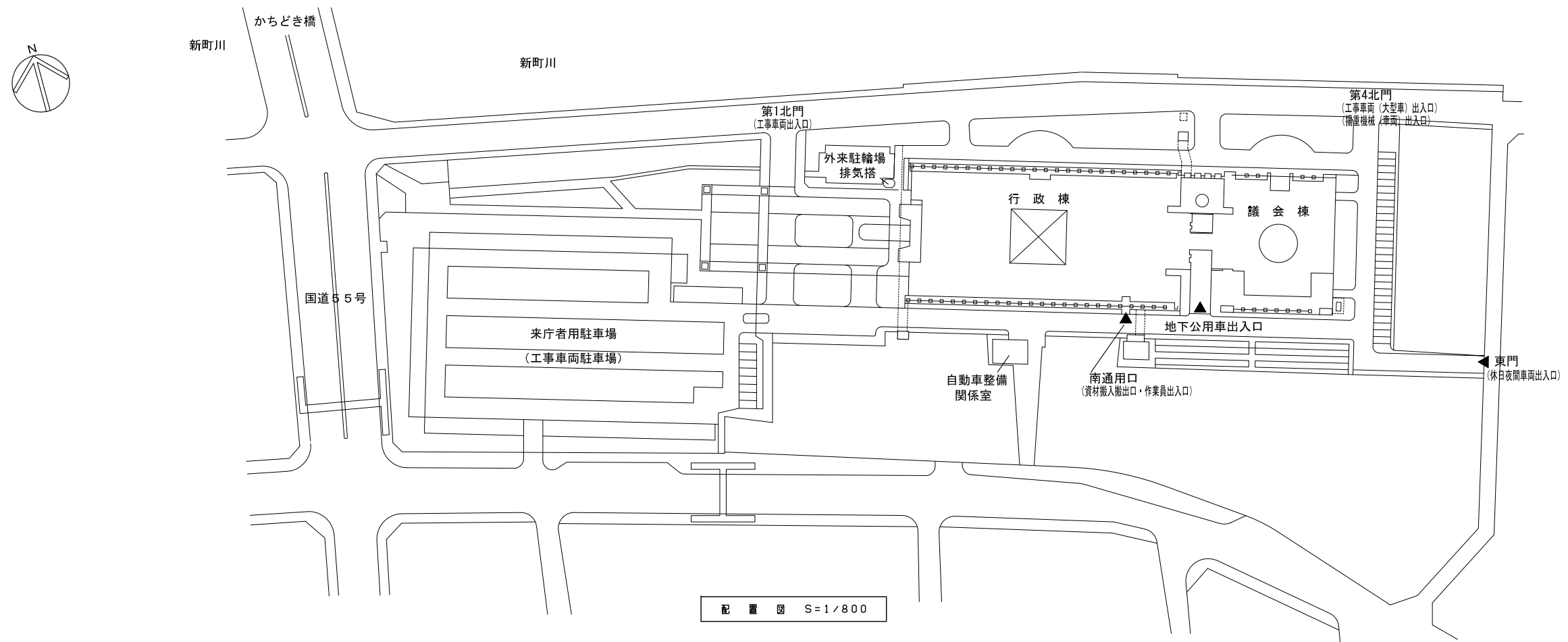
工事内容

議会棟便所改修工事（1階～4階）  
議会棟湯沸室改修工事（地下1階～4階）

- (注1) 受注者は、工事箇所及び地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事に着手すること。  
地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。  
受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- (注2) 資材の搬出入経路・工事車両の入退場及び駐車計画については、施設管理者と協議の上決定すること。

配置図

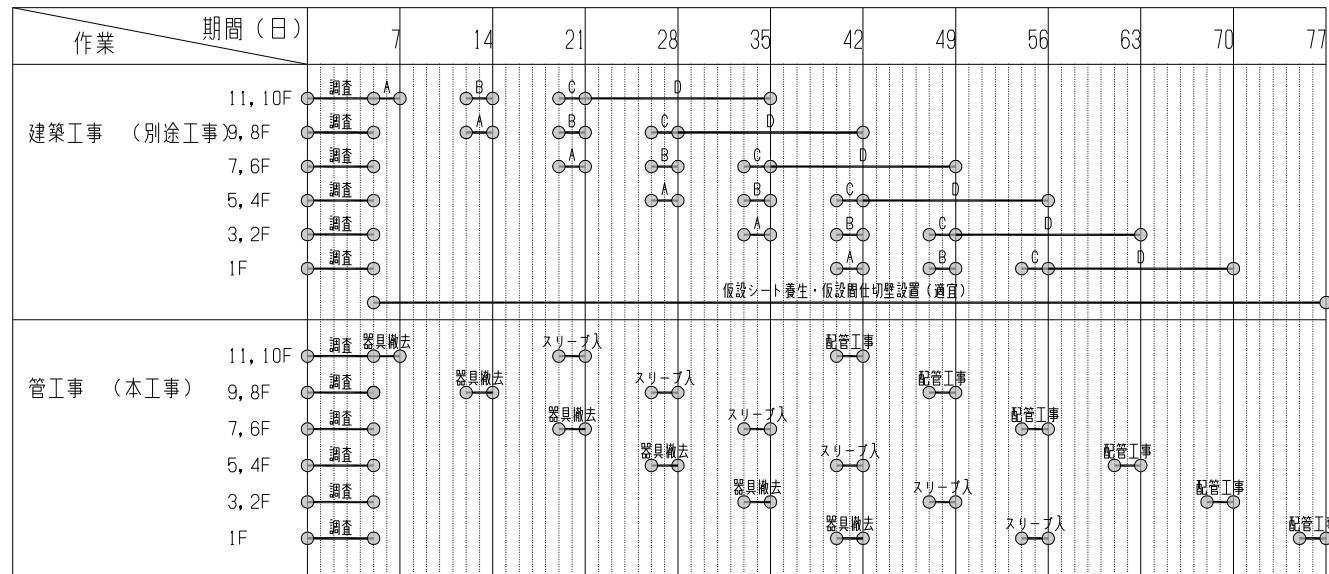
S=1/800



■ 施工にあたっての留意事項

1. 便所改修工事については、在来の便所に先行配管（排水・通気の竖管）工事を行った後、上階より順次衛生器具・内装仕上等のリニューアル工事を行うものであり、日常業務を継続しながらの施工となるため、施設運営に影響の無い様に十分に配慮しなければならない。よって施設運営に影響のある騒音・振動等を伴う工程は、休日又は夜間に行うことを見込んでいる。また、議会棟便所の施工に当たっては、議会開催時期を考慮した詳細工程を作成し、施設管理者と調整しながら議会運営に影響の無い様にする。
2. 庁舎を使用しながらの改修工事となるため、工事範囲内外を問わず、関わる全ての場所において、整理整頓、清潔の保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、来庁者及び職員の安全・衛生確保に努めること。

先行配管工事参考工程表（便所改修工事） A: 壁・天井材撤去 B: 配管床開口コンクリート撤去 C: 床開口補強コンクリート打設 D: コンクリート養生

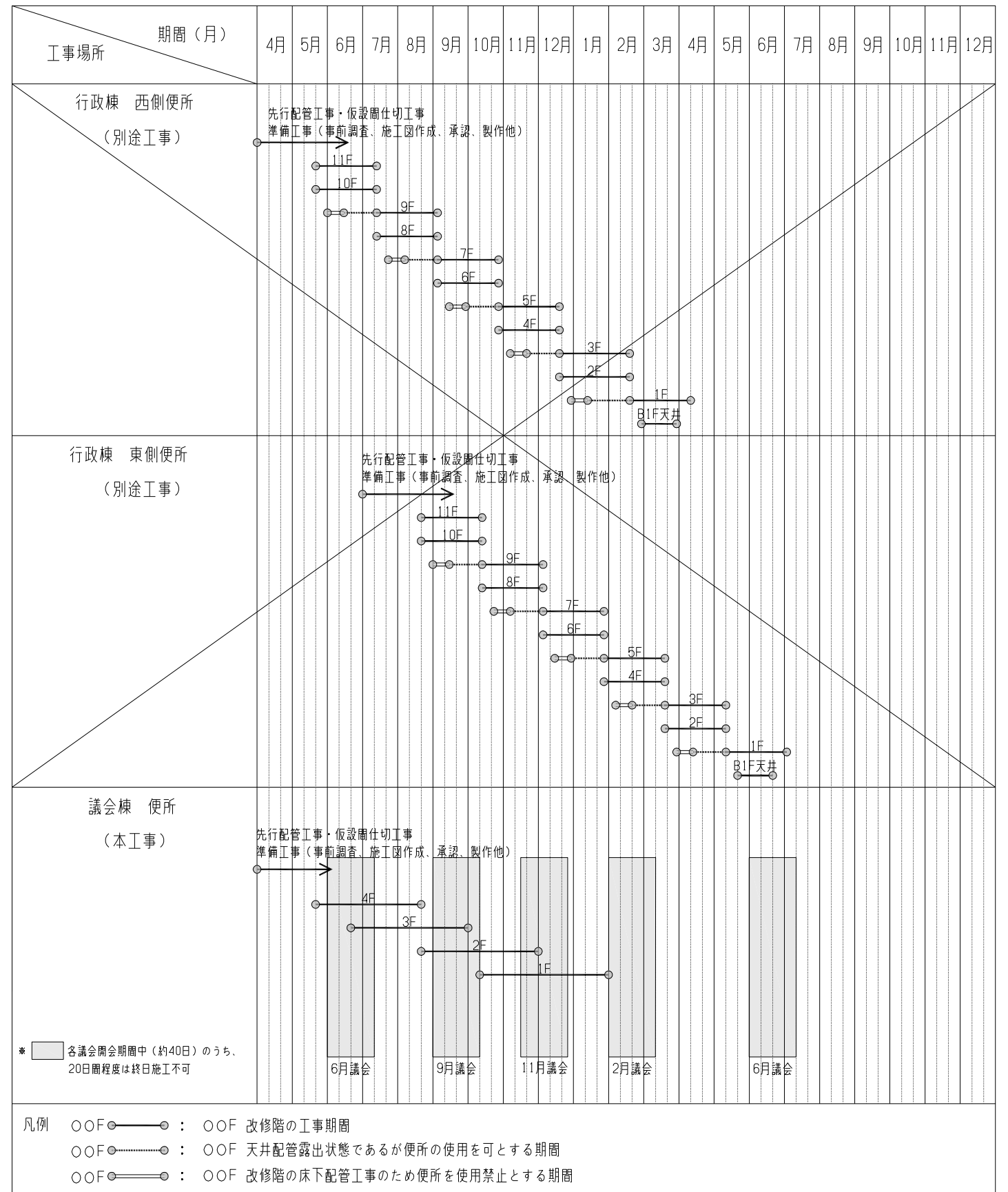


1フロア部分参考工程表（便所改修工事）



全体参考工程表（便所改修工事）

（注）参考として4月より着手の場合を示すが、契約時期により適宜工程を読み替えて適用すること。



議会棟改修手順図

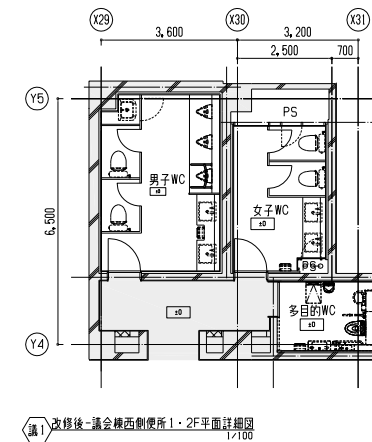
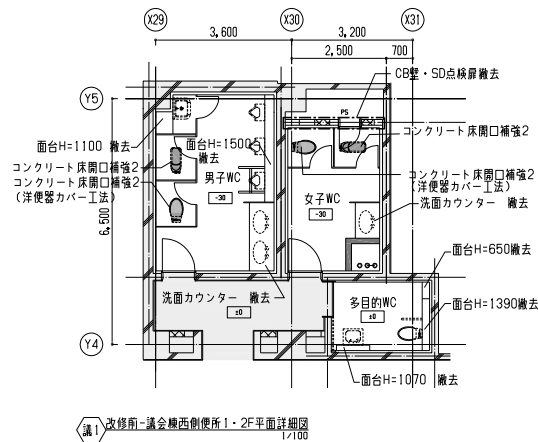
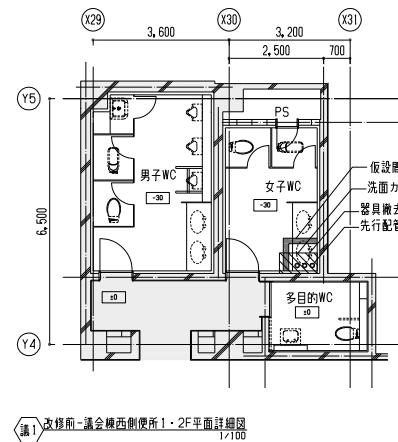
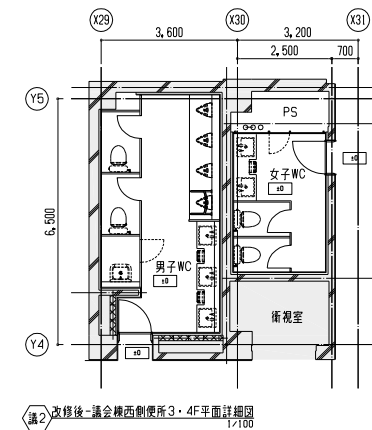
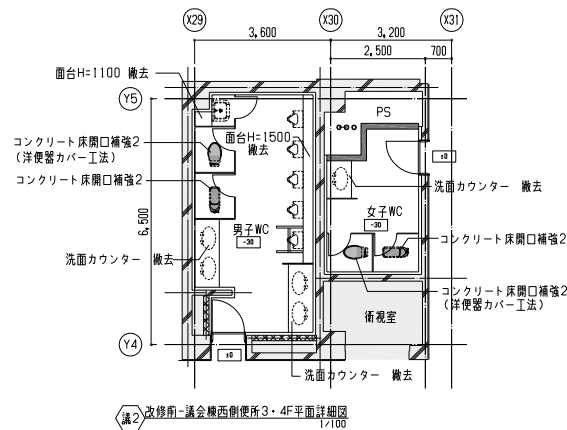
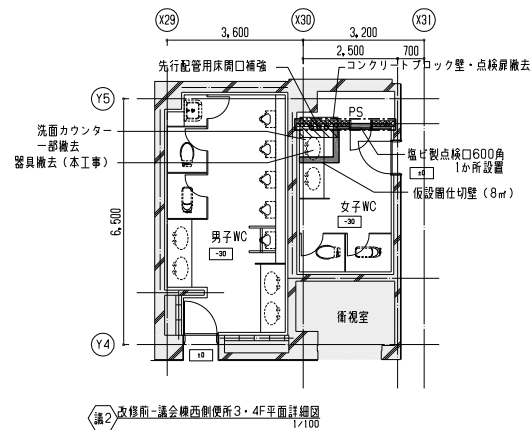
凡例 ○ : 新設配管 (管工事)

■ : 仮設間仕切壁 LGS (65型) 下地GB-Rt = 12.5 片面 素地

□ : 改修工事範囲以外部分

ステップ1 (先行配管工事)				ステップ2 (解体撤去・床コンクリート塞ぎ・下階天井内配管工事)				ステップ3 (各仕上改修工事)			
改修工事手順	工事区分			改修工事手順	工事区分			改修工事手順	工事区分		
	建築 (別途工事)	管 (本工事)	電気 (別途工事)		建築 (別途工事)	管 (本工事)	電気 (別途工事)		建築 (別途工事)	管 (本工事)	電気 (別途工事)
1. 各階先行配管に影響する部分の器具撤去 (本工事)		○	○	1. 11階から下階に順次改修工事を行う。				1. 床、壁、天井改修工事 (別途工事)	○		
2. 各階先行配管に影響する部分の天井・PS壁の撤去 (別途工事)	○			2. 器具、天井 (改修階とその下階)、トイレース、面台等撤去 (別途工事)	○	○	○	2. 衛生設備工事 (本工事) 換気設備工事 (本工事) 電気設備工事 (別途工事)		○	○
3. 先行配管用床開口補強 (別途工事)	○			3. 和便器撤去後のコンクリート穴埋め及び新設開口補強 (別途工事)	○	○		3. 部分使用検査			
4. 先行配管用スリーブ入 (本工事)		○		4. 下階天井内配管工事 (本工事) 及び電気工事 (別途工事)		○	○	4. 改修箇所部分供用開始			
5. 仮設間仕切壁の設置 (別途工事)	○			改修階ダクト・配管工事 (本工事) 及び電気工事 (別途工事)							
＊ 先行工事は原則として、夜間又は、休日に行うものとし、日常業務中は、配管部分を除いた便所部分を使用できるものとする。 ＊ 先行工事部分は、仮設間仕切壁完成までシート養生等で養生し、使用に支障の無い様に配慮すること。 ＊ 先行配管の施工にあたっては、別途建築・電気工事との納まりを十分検討・確認すること。 ＊ 天井・PS壁・面台等の取り壊し工事の際は、出入口を封鎖する等の適切な養生を施し、発生粉塵の飛散が工事対象外エリアへ拡散しないよう配慮すること。				＊ 改修階での施工中は、直下階も便所の使用を不可とするが、改修階の施工に伴う、直下階の施工と並行して直下階が改修階となる際の工事工程を可能な限り進め、工程の短縮に努めること。							

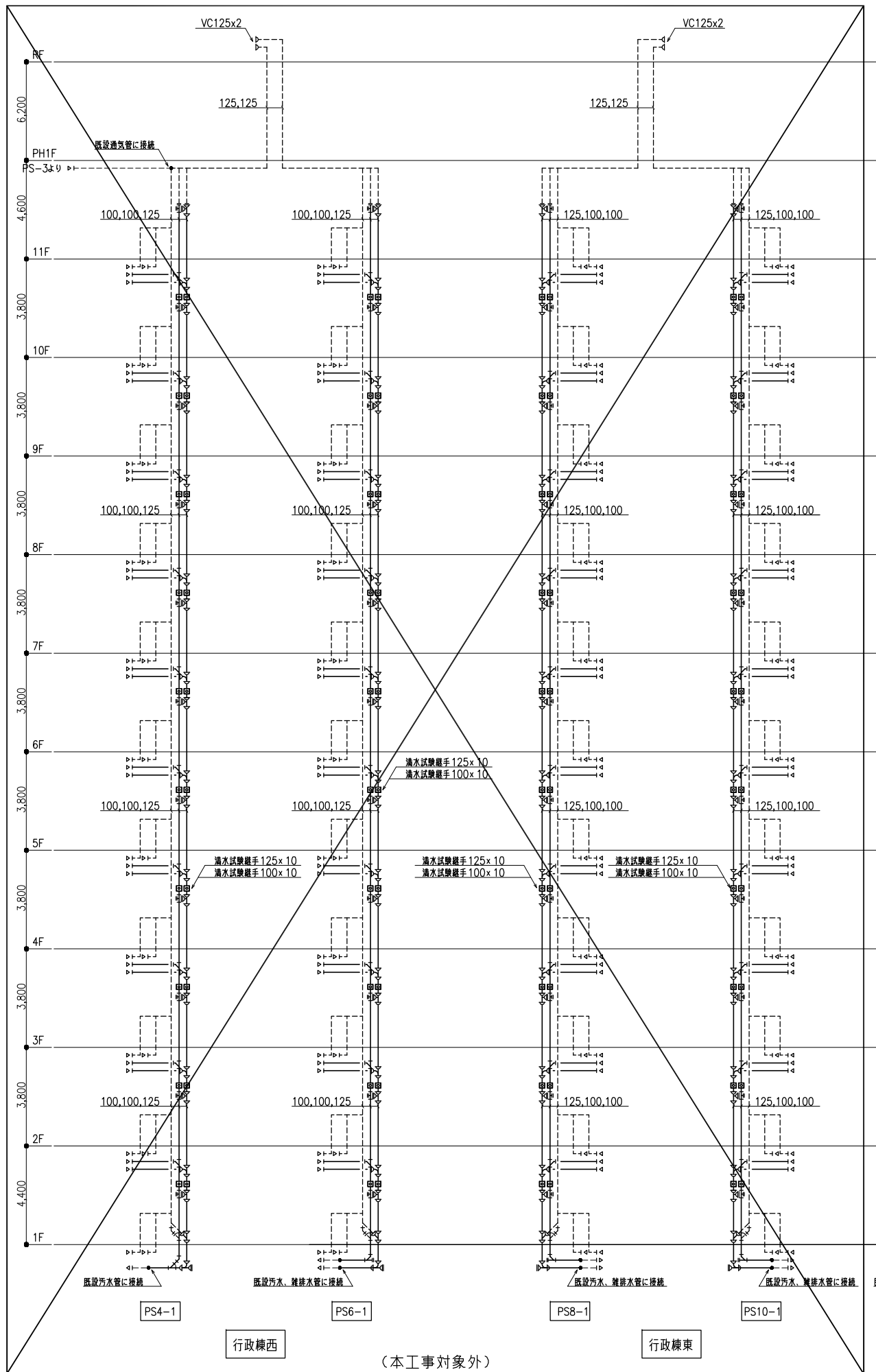
議会棟便所 (本工事)



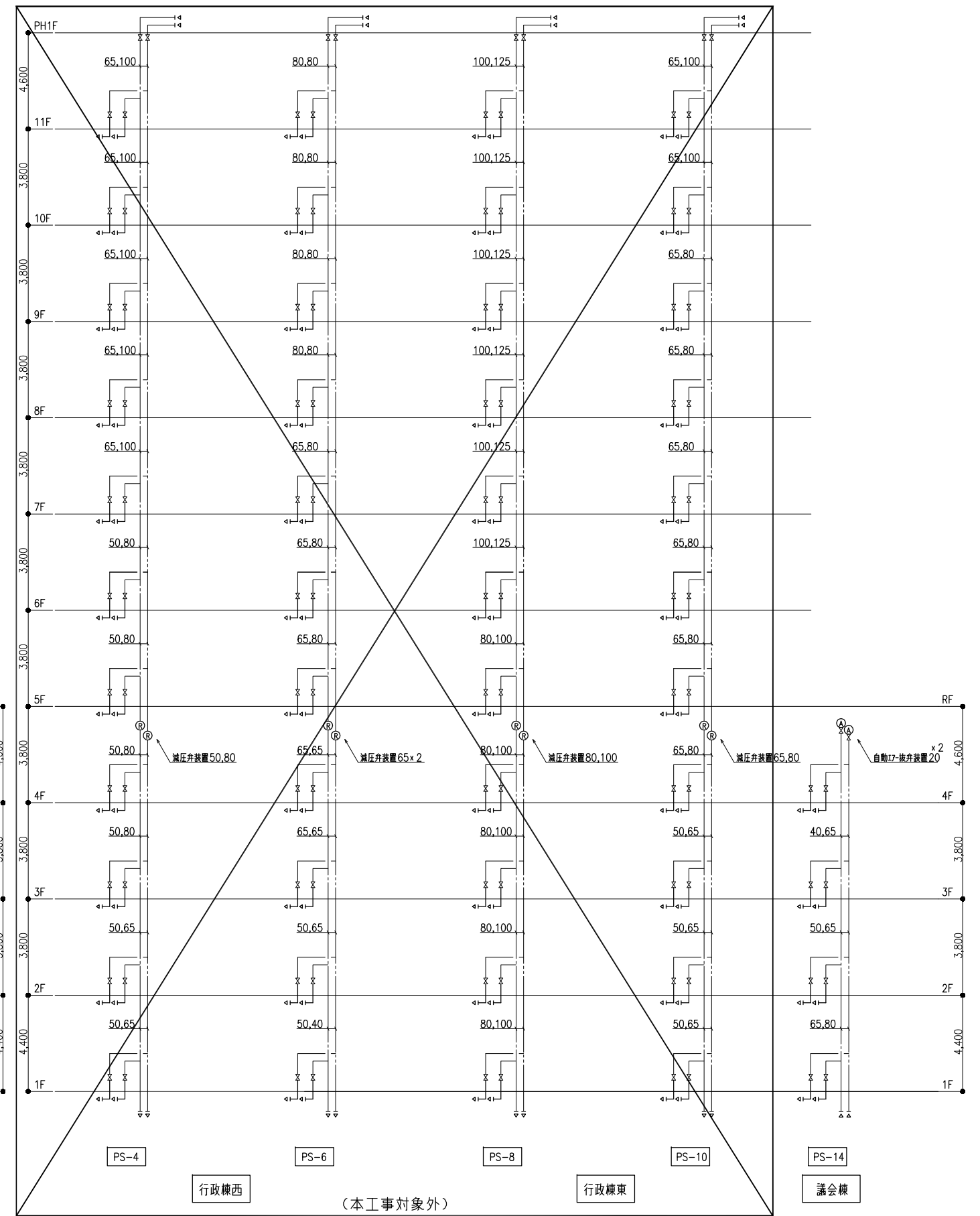
衛生器具付属品リスト

記号	器具名	参考メーカー (TOTO)		参考メーカー (LIXIL)		行政棟 (西側)										行政棟 (東側)										議会棟 (西側)					議会棟 (東側)					小計	合計											
		器具型番	付属品リスト	器具型番	付属品リスト	B2F		B1F		1F		2F・4~11F		3F		小計	B1F		1F		2~10F		11F		1・3・11F		2・4・10F		1・11F		2・7F		小計	B1F				1F		2F		3・4F		3F		4F		小計
						男子WC	女子WC	男子WC	女子WC	男子WC	女子WC	男子WC	女子WC	男子WC	女子WC		男子WC	女子WC	男子WC	女子WC	男子WC	女子WC	男子WC	女子WC	男子WC	女子WC	男子WC	女子WC	男子WC	女子WC	男子WC	女子WC		男子WC	女子WC			男子WC	女子WC	男子WC	女子WC	男子WC	女子WC	男子WC	女子WC			
C-1	洋風便器	CFS497BC	TCF5533AUS,YH701	BC-P20SM	DT-PA250CH,CW-PA11FLQD-NE CF-63HST			2	3	9	9				23		2	18			2	9	9							40											1	2				3	66	
C-2	洋風便器	CFS497BC	TCF5533AUS,YHB62NBS	BC-P20SM	DT-PA250CH,CW-PA11FLQD-NE NKF-2WU2								1	1	2																	2	2			2	2		4	4					16	18		
C-3	和風便器	C755VU	HG755E,TEFV80UHR,TSF290BDR,YH701	C-852B	R-40,OKC-AT610S-C,OKC-8BY CF-103BB,CF-63HST					9	9		1	1	20																																20	
C-4	コンパクト多機能トイレバック	UADAK21R2A1ADD1WA	AP2AK (TCF5840AUP)	PTWC-EC101R2A1ANWW	CW-PC12-CK-UR-TU/BW1																						2	2	4							1							1	2	6			
C-5	コンパクト多機能トイレバック	UADAK01R2A1AND1WA	AP2AK (TCF5840AUP)	PTWC-EC103R2A1ANWW	CW-PC12-CK-UR-TU/BW1								1	1	1																														1			
U-1	小便器	UFS900R		U-A51AP				2	18		2			22	4	27			4										35	3			3			8		2				16	73					
L-1	洗面器	LSB125AA	発電型自動水栓,手動水石けん	L-A951M2C	発電型自動水栓,手動水石けん																																								0			
L-2	洗面器	LSB135AA	発電型自動水栓,手動水石けん	L-A955M2C	発電型自動水栓,手動水石けん																																								0			
L-3	カウンター式洗面器	LS717CM	発電型自動水栓 TENA12AW,T6PM1	L-555N	発電型自動水栓 AM-130C,KF-24EM							2		2																	2	2		2	2	6	4					18	20					
S-1	掃除用流し	SK22A	T23AEQ20	S-202A	LF-7KEZ-19			1	9		1			11									3						3	1			1				1					3	17					
	洗面カウンターA	(建築工事)										1		1																1	1		1	1		2	2					8	9					
	洗面カウンターB	(建築工事)	洗面器、発電式自動水栓					1	1	9	9		1	21	1	9			1	3	3							17									1	1			2	40						
	化粧鏡	(建築工事)						1	1	9	9		1	22	1	9			1	3	3						17	1	1		1	1	2	2	1	1			10	49								
	ハンドドライヤー	(建築工事)						1	1	9	9		1	23	1	18			1	3	3						30	1	1	1	1	1	4	2	1	1	1		14	67								
	和風便器用手摺	(建築工事)								9	9		1	20																													20					
	小便器用手摺	(建築工事)						1	9		1			11	1	9			1									11	1			1		2	1					5	27							
	ベビーチェア	(建築工事)											1	1																		1								1	2	3						
	フィッティングボード	(建築工事)											1	1													2	2				1							1	2	5							
	収納式多目的ソート	(建築工事)																								2	2	4														4						

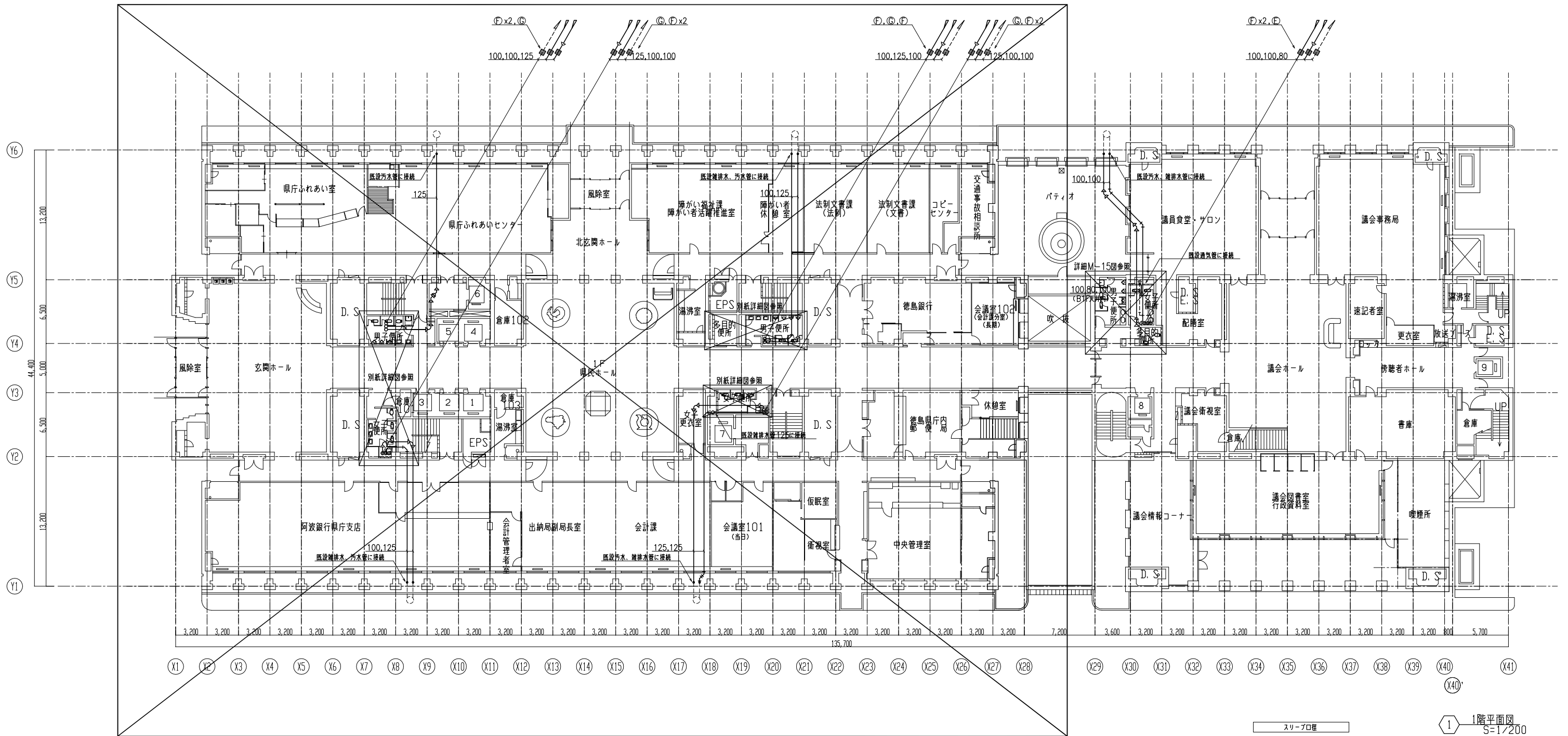
備 考 (1) 標準附属品一式を含む。 (2) 器具メーカーについては、竣工後の保守性を勘案の上、監督員と十分協議を行い、決定すること。



凡例		記号		名称	
記号	名称	記号	名称	記号	名称
—	上水管	—	汚水管	—	排水用硬質塩化ビニルパイプ管 DVLP
—	雑用水管	—	雑排水管	—	排水用硬質塩化ビニルパイプ管 DVLP
—	弁類	—	通気管	—	耐火二層管(内管VP)
⊙	減圧弁装置	⊙	掃除口(清水試験機手下部)		
⊙	自動17-抜弁装置	⊙	ベンドキャップ		



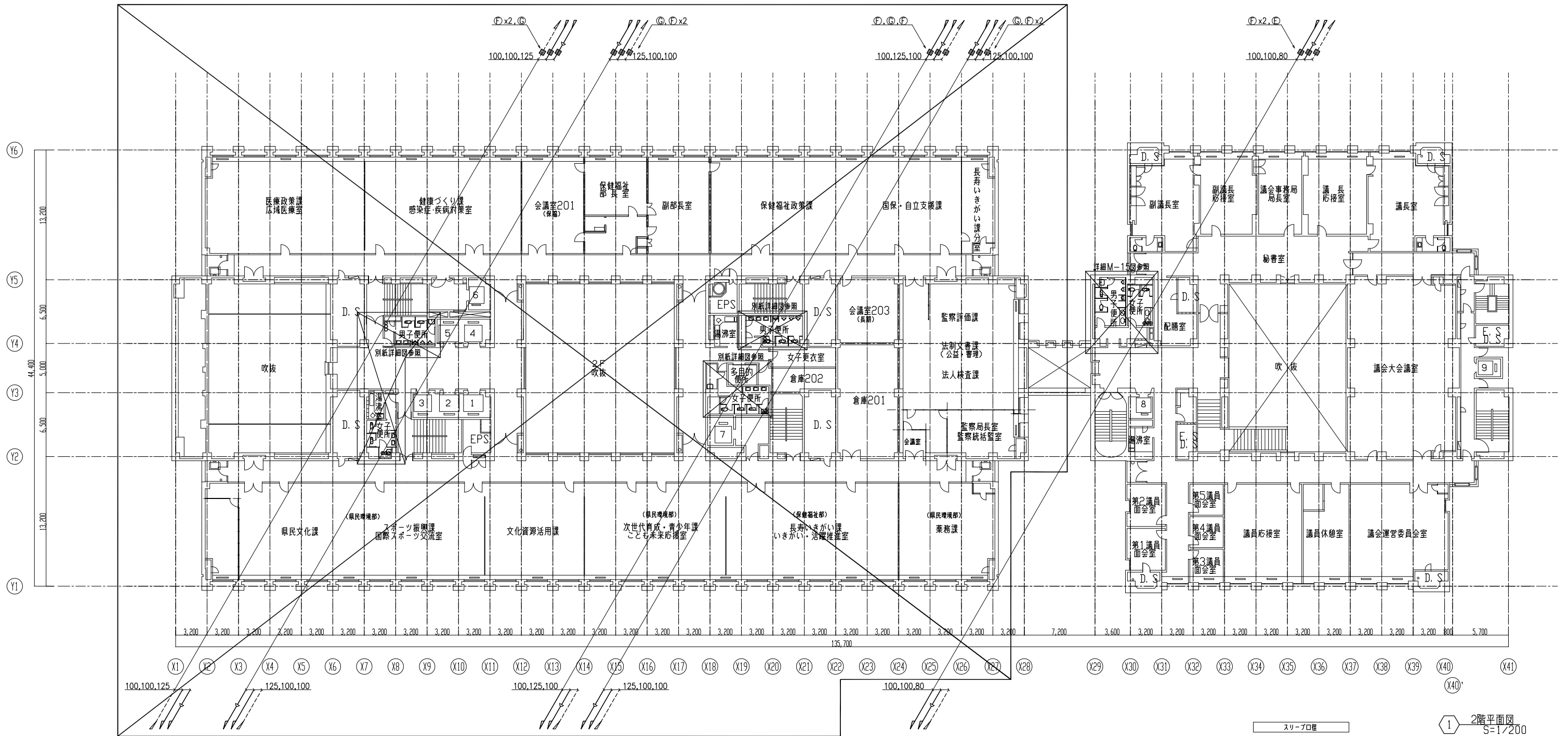




スリーブ口径		
記号	口径	厚み
(A)	50φ	150
(B)	63φ	150
(C)	75φ	150
(D)	100φ	150
(E)	125φ	150
(F)	150φ	150
(G)	175φ	150

1階平面図  
S=1/200

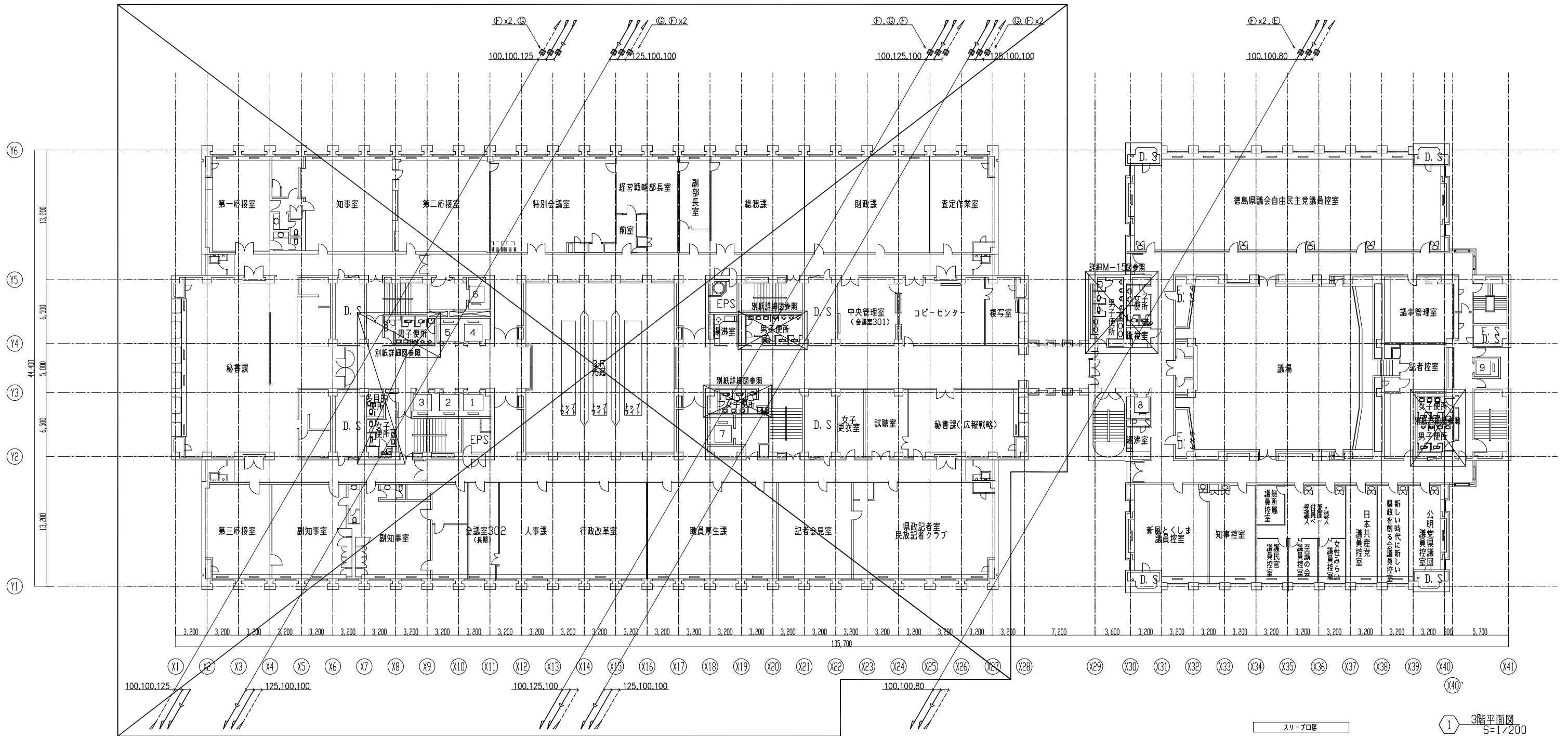
注記) 1, — 〇 — は、床はつり・鉄筋補強(建築工事)を示し、スリーブ入れ(本工事)を示す。



スリッパ口程		
記号	口程	厚み
(A)	50φ	150
(B)	63φ	150
(C)	75φ	150
(D)	100φ	150
(E)	125φ	150
(F)	150φ	150
(G)	175φ	150

注記) 1, — 〇 — は、床はつり・鉄筋補強(建築工事)を示し、スリッパ入れ(本工事)を示す。

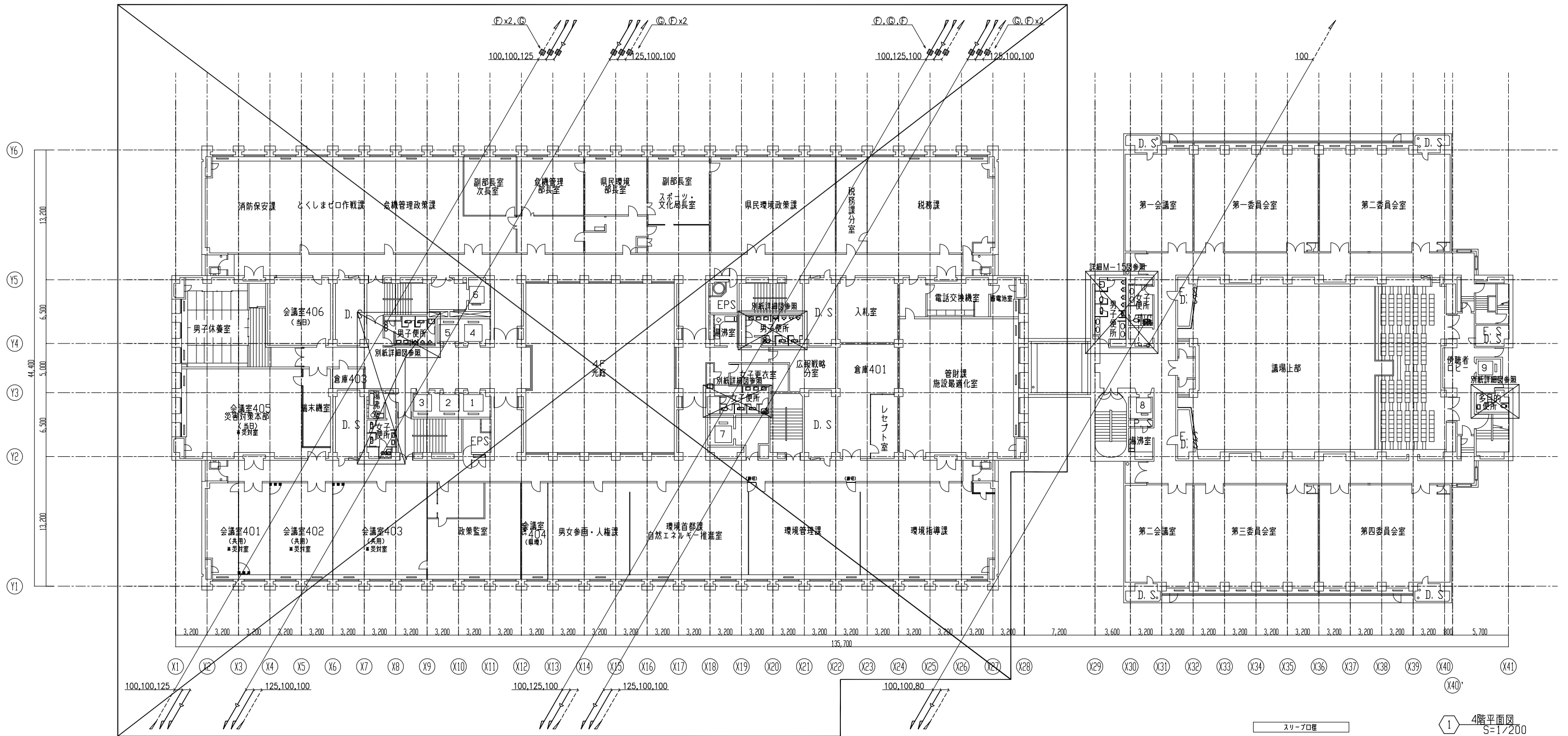
2階平面図  
S=1/200



スリーブ口径		
記号	口径	厚み
(A)	50φ	150
(B)	63φ	150
(C)	75φ	150
(D)	100φ	150
(E)	125φ	150
(F)	150φ	150
(G)	175φ	150

注記) 1, —●— は、床はつり・鉄筋補強(建築工事)を示し、スリーブ入れ(本工事)を示す。

3階平面図  
S=1/200



スリブ口径		
記号	口径	厚み
Ⓐ	50φ	150
Ⓑ	63φ	150
Ⓒ	75φ	150
Ⓓ	100φ	150
Ⓔ	125φ	150
Ⓕ	150φ	150
Ⓖ	175φ	150

注記) 1, — 〇 — は、床はつり・鉄筋補強(建築工事)を示し、スリブ入れ(本工事)を示す。

4階平面図  
S=1/200

